

原議保存期間	30年(令和35年3月31日まで)
有効期間	一種(令和35年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
(参考送付先)  
庁 内 各 局 部 課 長  
各 付 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 総 発 第 3 2 号  
令 和 4 年 4 月 1 日  
警 察 庁 長 官 官 房 長

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部改正について（通達）  
今般、警察法の一部を改正する法律（令和4年法律第6号）等の施行に伴い、刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第13号）が公布され、本年4月1日から施行することとされたところ、同規則第21条の規定により、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）の一部が別添のとおり改正された。適正化規則の改正の概要については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

警察庁の組織改正等を内容とする警察法の一部を改正する法律（令和4年法律第6号）等の施行により、関東管区警察局にサイバー特別捜査隊（以下「隊」という。）が設置され（警察法施行規則（昭和29年総理府令第44号）第138条）、隊が、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務をつかさどることとなり、隊に所属する警察官が被疑者取調べを含む職権を行使することが可能となる。

これを踏まえ、警察官の行う被疑者取調べの監督に関し必要な事項を定めている適正化規則について、関東管区警察局に置かれる取調べ室において行われる被疑者取調べ、隊の警察官が行う被疑者取調べ等についても当該事項が適用されるよう、適正化規則第11条の2を新設するなどの改正を行ったもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 関東管区警察局における取調べ監督官の指定（第11条の2第1項関係）

関東管区警察局に置かれる取調べ室に係る取調べ監督官については、関東管区警察局総務監察部警務課の警察官のうちから関東管区警察局長が指名する者とした。

#### (2) 取調べ監督官の職務等の関東管区警察局への適用（第11条の2第2項及び第3項関係）

ア 取調べ監督官の職務

関東管区警察局の取調べ監督官は、関東管区警察局長の指揮を受け、取調べ監督官の職務を行うものとした（第4条第2項を適用）。

イ 巡察

関東管区警察局長は、必要があると認めるときは、関東管区警察局総務監察部警務課の警察官のうちから巡察官を指名し、巡察させるものとした（第8条第1項を適用）。

ウ 措置要求時の報告

関東管区警察局総務監察部警務課の指揮に係る被疑者取調べの監督に関し、関東管区警察局取調べ監督官が、事件指揮簿（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第19条第2項に規定する事件指揮簿をいう。）及び取調べ状況報告書（犯罪捜査規範第182条の2第1項に規定する取調べ状況報告書をいう。）の閲覧その他の方法により被疑者取調べの状況の確認を行った際現に監督対象行為があると認めた場合に講じられた措置の内容については、関東管区警察局取調べ監督官が関東管区警察局長へ報告しなければならないとした（第9条第2項を適用）。

エ 被疑者取調べ状況等の報告

関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、その指揮に係る被疑者取調べに関し、取調べ状況報告書の写しの送付その他の方法により、当該被疑者取調べの状況について、関東管区警察局総務監察部警務課長を経由して、関東管区警察局長に報告しなければならないとした（第9条第1項を適用）。

オ 調査

関東管区警察局長は、被疑者取調べについての苦情、適正化規則第9条の報告その他の事情から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるときは、関東管区警察局総務監察部警務課の警察官のうちから調査を担当する者を指名して、当該取調べにおける監督対象行為の有無の調査を行わせなければならないとした（第10条を適用）。

(3) 国家公安委員会報告（第11条の2第4項関係）

関東管区警察局における被疑者取調べの監督の実施状況について、警察庁長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回、被疑者取調べの監督の実施状況を報告しなければならないとした。

(4) 指導等（第12条第3項関係）

第12条第1項の規定による点検及び指導を実施する対象として、関東管区警察局を追加することとした。

(5) その他（別記様式（第10条関係）関係）

調査結果報告書の押印を廃止するなどした。

第二十一条 (被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部改正)  
 次の表により、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(平成二十年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 被疑者取調べの監督(第六条 第十一条の二)</p> <p>第三章 [略]</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第二章 被疑者取調べの監督(第六条 第十一条)</p> <p>第三章 [同上]</p> <p>附則</p>
<p>改</p> <p>正</p> <p>後</p>	<p>改</p> <p>正</p> <p>前</p>

(関東管区警察局への適用)

**第十一条の二** 関東管区警察局に置かれる取調べ室に係る取調べ監督官は、関東管区警察局総務監察部警務課の警察官のうちから関東管区警察局長が指名する者とする。

2 前項の取調べ室において行われる被疑者取調べに関する第四条第二項、第八条第一項及び第九条第二項の規定の適用については、第四条第二項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、第八条第一項及び第九条第二項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、「取調べ監督業務担当課」とあるのは「関東管区警察総務監察部警務課」とする。

3 関東管区警察局長（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十一条の三第一項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う被疑者取調べに関する第九条第一項及び第十条の規定の適用については、第九条第一項中「警察本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む）」の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）とあるのは「関東管区警察サイバー特別捜査隊長」と、「取調べ監督業務担当課」とあるのは「関東管区警察総務監察部警務課」と、「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、第十条第一項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、「取調べ監督業務担当課」とあるのは「関東管区警察総務監察部警務課」と、同条第二項中「警察署長等」とあるのは「関東管区警察サイバー特別捜査隊長」と、同条第三項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」とする。

4 警察庁長官（以下「長官」という。）は国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、被疑者取調べの監督の実施状況を報告しなければならない。

(指導等)

**第十二条** 長官は、この規則の適正な施行を期するため、その指名する職員に、次の各号に掲げる事項に関し、実地にその状況を点検させ、及び必要な指導を行わせることができる。

〔一・二 略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定による点検及び指導（以下「指導等」という。）は、原則として毎年度一回、皇宮警察本部及び関東管区警察局並びに全ての都道府県警察に対して実施するものとする。

4 〔略〕

〔条を加える。〕

**第十二条** 警察庁長官（以下「長官」という。）は、この規則の適正な施行を期するため、その指名する職員に、次の各号に掲げる事項に関し、実地にその状況を点検させ、及び必要な指導を行わせることができる。

〔一・二 同上〕

2 〔同上〕

3 第一項の規定による点検及び指導（以下「指導等」という。）は、原則として毎年度一回、皇宮警察本部及び全ての都道府県警察に対して実施するものとする。

4 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式（第10条関係）

調査結果報告書

年 月 日

殿

被疑者取調べの調査結果を次のとおり報告する。

被疑者・被告人氏名等	( 年 月 日生)	
取調べに係る罪名		
調査対象の取調べが行われた日時	年 月 日	年 月 日
取調べ場所		
取調べ担当者氏名		
調査年月日	年 月 日	年 月 日
調査の端緒		
監督対象行為の有無	有・無	
監督対象行為の有無を判断した理由		
その他参考事項		

注意 監督対象行為の有無欄の該当部分に丸印をつけること。(用紙 日本産業規格A4)

(皇宮護衛官への準用)

**第十四条** 第二条から第十一條までの規定は、皇宮護衛官が行う被疑者取調べについて準用する。この場合において、「取調べ警察官」とあるのは「取調べ皇宮護衛官」と、「警察官」とあるのは「皇宮護衛官」と、「警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）」とあるのは「皇宮警察本部」と、「警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長（以下「警察本部長」という。）」とあるのは「皇宮警察本部長」と、「警察署」とあるのは「護衛署」と、「警察署長」とあるのは「護衛署長」と、「犯罪捜査規範（昭和三十三年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する捜査主任官に相当する職務を行う者」と、「犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿に相当する書類」と、「犯罪捜査規範第八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書に相当する書類」と、「警察署長等」とあるのは「護衛署長等」と、「警視総監及び道府県警察本部長」とあるのは「警察庁長官」と、「都道府県公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と読み替えるものとする。

別記様式（第10条関係）

調査結果報告書

年 月 日

監警本部長 殿

被疑者取調べの調査結果を次のとおり報告する。

被疑者・被告人氏名等	( 年 月 日生)	
取調べに係る罪名		
調査対象の取調べが行われた日時	年 月 日	年 月 日
取調べ場所		
取調べ担当者氏名		
調査年月日	年 月 日	年 月 日
調査の端緒		
監督対象行為の有無	有・無	
監督対象行為の有無を判断した理由		
その他参考事項		

注意 監督対象行為の有無欄の該当部分に丸印をつけること。(用紙 日本産業規格A4)

(皇宮護衛官への準用)

**第十四条** 第二条から第五條まで及び第二章の規定は、皇宮護衛官が行う被疑者取調べについて準用する。この場合において、「取調べ警察官」とあるのは「取調べ皇宮護衛官」と、「警察官」とあるのは「皇宮護衛官」と、「警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）」とあるのは「皇宮警察本部」と、「警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長（以下「警察本部長」という。）」とあるのは「皇宮警察本部長」と、「警察署」とあるのは「護衛署」と、「警察署長」とあるのは「護衛署長」と、「犯罪捜査規範（昭和三十三年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する捜査主任官に相当する職務を行う者」と、「犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿に相当する書類」と、「犯罪捜査規範第八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書に相当する書類」と、「警察署長等」とあるのは「護衛署長等」と、「警視総監及び道府県警察本部長」とあるのは「警察庁長官」と、「都道府県公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と読み替えるものとする。